

平成22年 6 月10日開会

平成22年 6 月10日閉会

平 成 2 2 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成22年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月10日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第27号～承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決、報告第 1号～報告第3号の上程、説明	7
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	16
同意第4号の上程、説明、採決	19
一般質問	20
廣瀬 規矩次 君	20
坂 東 暹 君	25
池 田 年 夫 君	28
馬 場 武 信 君	33
閉会中の継続審査について	34
町長あいさつ	34
閉会の宣告	35
署名議員	37

三宅町告示第 5 9 号

平成 2 2 年 6 月三宅町議会第 2 回定例会
を次のとおり招集する

平成 2 2 年 5 月 3 1 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

1. 招集日時 平成 2 2 年 6 月 1 0 日 木曜日
午 前 1 0 時 0 0 分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

平成 2 2 年 6 月 三宅町議会第 2 回定例会

会期日程表

平成 2 2 年 6 月 1 0 日 木曜日
平成 2 2 年 6 月 1 0 日 木曜日
1 日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第 1 日目	6 月 1 0 日 木曜日	午前 1 0 時 0 0 分	定例会開会

平成22年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成22年6月10日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	副 町 長 森 川 道 弘
教 育 長 岩 井 利 祐	総 務 課 長 中 川 章
健康福祉課長 東 浦 一 人	町民生活課長 西 岡 康 次
産業建設課長 吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長 陰 山 尚 則
上下水道課長 松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長 吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 土 江 義 仁	モニター室係 岡 本 豊 彦
モニター室係 森 本 典 秀	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員 池 本 久 隆	8 番 議 員 辰 巳 勝 秀
-----------------	-----------------

平成22年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成22年6月10日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第27号 平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第5 | 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第6 | 議案第30号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第31号 三宅町道路線の廃止について |
| 日程第8 | 議案第32号 三宅小学校ICT環境整備業務の契約締結について |
| 日程第9 | 議案第33号 三宅地上デジタル対応薄型テレビ等購入業務の契約締結について |
| 日程第10 | 議案第34号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の
減少及び奈良県住宅新築資金等回収管理組合規約の変更について |
| 日程第11 | 承認第9号 平成22年度三宅町一般会計第1回補正予算について（専決処分事項
報告） |
| 日程第12 | 承認第10号 平成22年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算について（専決
処分事項報告） |
| 日程第13 | 承認第11号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ
いて（専決処分事項報告） |
| 日程第14 | 報告第1号 平成21年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につい
て |
| 日程第15 | 報告第2号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算
書の報告について |

- 日程第16 報告第3号 平成21年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第18 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 一般質問について

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、開会に先立ち一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私多忙の中ご出席を賜りまして、心より敬意をあらわす次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを初めとする議案8件、承認3件、報告3件、同意2件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重に審議賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 開会に先立ち、志野町長よりごあいさついただきます。

町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成22年6月三宅町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算案1件、条例の改正案3件、道路線の廃止案1件、契約の締結案2件、規約の変更に係る案1件、専決処分事項報告3件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件、同意案2件の計16件の案件をご提案申し上げ、ご審議いただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成22年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番議員、池本久隆君及び8番議員、辰巳勝秀君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定をいたしました。

これより議事に入ります。

◎議案第27号～承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決、報告第1号～報告第3号の上程、説明

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

日程第3、議案第27号　平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第18、同意第4号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知のときに配付しておりますので、各位におきましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第27号　平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日

程第16、報告第3号 平成21年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案8件、承認3件、報告3件を一括上程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅本勝久君) 異議なしと認めます。

一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長(志野孝光君) 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第27号 平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてからご説明申し上げます。

まず、歳出における人件費について、職員の人事異動等による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額全体といたしましては増減はございません。

第1款議会費の特別職職員手当4万8,000円の増額は、去る3月議会において議会より発議された議員の期末手当の加算率引き上げに伴う増額を図っております。

第3款民生費、第2項児童福祉費の委託料では、幼稚園アスベスト除去工事に関する設計並びに管理委託料として71万4,000円の増額を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳出予算のおおの経費の組み替えを行う補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議員の育児、または介護を行う職員の早出、遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し、所要の改正を行うべく提出いたしております。

議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の育児休業等に関し、勤務時間、休暇等に関し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する関係法令が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、平成22年10月1日に施行されるものについて条例の一部改正を行うものであり、主な改正内容については、子ども手当の支給開始に伴い、所得税の年少扶養控除の廃止によって、所得税

法上では年少扶養親族の情報を収集されないこととなるため、町では扶養親族の合計数等により算定される住民税の非課税の限度額制度に活用するための改正並びに10月1日からのたばこ税の税率の引き上げに伴う改正を行うとともに、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の個人住民税の非課税措置が平成24年度から26年度まで導入される改正であり、その他の改正内容については、関係法令の条文の整備に伴う改正であります。

議案第31号 三宅町道路線の廃止については、町営住宅屏風団地の廃止に伴う道路線の廃止を行うべく提出をいたしております。

議案第32号 三宅小学校 I C T 環境整備業務の契約締結について並びに議案第33号 三宅地上デジタル対応薄型テレビ等購入業務の契約締結についての2件については、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を賜るべく提出いたしました。

議案第34号 奈良県住宅新築資金等貸付金改修管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金回収管理組合規約の変更については、同組合の構成市町村の生駒市が脱退されることにより、市町村の数の減少に伴うことによる組合規約に変更が生じたため提出をいたしております。

承認第9号 平成22年度三宅町一般会計第1回補正予算に関する専決処分事項報告については、三宅町老人保健特別会計に繰出金が生じ、補正予算が必要となり専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

承認第10号 平成22年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算に関する専決処分事項報告については、老人医療費の請求遅延があり、補正予算の必要が生じ専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

承認第11号 三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、奈良県療育手帳制度の改正に伴い、条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

続きまして、報告第1号 平成21年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告並びに報告第2号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告2件につきましては、地域活性化・経済対策事業並びにきめ細かな臨時交付事業、公共投資臨時交付金事業等の繰越額の確定並びに財源内訳について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告を行うものであり、報告第

3号 平成21年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、浄水場老朽化改修事業の繰越額の確定並びに財源内訳について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものであります。

以上が今定例議会に提出いたしました補正予算案1件、条例改正案3件、道路線の廃止案1件、契約の締結案2件、規約の変更案1件、承認案3件、報告案3件の計14件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、議案第27号 平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第13、承認第11号 平成21年度（専決処分事項報告）三宅町心身障害者医療助成条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11件を一括議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

坂東議員。

○4番（坂東 暹君） 議案第32号 三宅小学校ICT環境整備業務の契約締結について並びに同じく33号 三宅地上デジタル対応薄型テレビ等購入業務の契約締結について。この2件について質疑をさせていただきます。

質疑の内容であります。2議案とも同一質問をさせていただきます。

1つは、予定価格は幾らだったのですか。契約価格は予定価格の何%だったのですか。

2つ目でございます。一度入札がしなくて再入札となりました。再入札での応札は2社だと伺っております。指名された会社は7社と聞いておりますので、5社が辞退をされた、こういうことになるかと思うのですが、なぜ辞退をされたのでしょうか。指名会社の選定に問題があったのではありませんかという質問であります。

議案第33号も同一質問でございますので省略させていただきますが、重ねてお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 陰山局長。

○教育委員会事務局長（陰山尚則君） 今の総括に対するお答えをさせていただきます。

議案第32号、議案第33号の予定価格並びにいわゆる落札率についてのお尋ねであります。本町では三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領が定められており、第5条で第3条第2号の規定、これは建設工事の公表の時期及び方法を定めておりますが、業務委託及び役務等の提供業務に準用し、業務委託等入札結果、様式第5号を担当課が

作成し、総務課及び町のホームページで閲覧に供すると規定されており、入札日、業務名、業務場所、落札の有無、落札金額、落札者の氏名、入札金額については常にホームページでごらんいただけますが、予定価格、落札率等については公表の対象とされておりません。

続きまして、指名業者の指名の仕方についてのお尋ねであります。議案第32号の三宅小学校ICT環境整備業務については、三宅町に登録された物品役務業者の一覧表の営業種目区分表の大分類Bの文具、事務用機器類、小分類3の情報機器類で、例示品目は各種コンピューター、周辺機器、コンピューター用品の特例指名願を提出している業者から5社を選択し、入札を行いました。

議案第33号 三宅地上デジタル対応薄型テレビ等購入業務についても同様に、大分類Hの電気通信機器類、小分類1の一般電化製品、部品類で、例示品目では一般電化製品、テレビ、冷蔵庫、エアコン、冷暖房機器、照明器具の特例指名願を提出している業者から7社を選択し、入札を行いました。

これら一連の事務は、三宅町契約規則並びに三宅町建設工事の入札執行要領等に準じて執行いたしており、適正であると考えております。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 坂東議員。

○4番（坂東 暉君） いろいろと難しいルールがあるようでございまして。なぜ予定価格を議員に教えていただけないんですか。予定価格も知らずに、この何百万、何千万の議案に賛成せいやと。議会としてどのようにチェック機能を働かせたらいいんですか。少し議会軽視になっていませんか。議長、答えさせていただくわけにはいきませんか、1つつつ。

2つ目に、三宅町の予定価格はどういうふうにして設定をしているんですか。もし、我々が自分のお金でこれだけの台数と金額のものを購入するというふうになったときは、私であれだれであれ、それぞれ納得するまで調べたくと思うんですよ。自分の持っている情報や聞き合わせやいろいろなことをしまして、見積もりをとりたくるかもしれませんし、すると思うんですよ、メーカーやルートや買い方や。そういうことを普通にできんと、そういうことがなぜできないんでしょうか。再質問しますよ。

3つ目であります。

7社中5社が辞退をしたということは、今のお話を承っていると、何か相手が辞退し

たんやから我々知らんよと。ちゃんと我々はそういう指名業者に乗っかって指名競争入札をしたんやから、一遍相手に聞いてくれやと言わんばかりのように私には聞こえたんですが。これでいいんでしょうか、7社中5社も辞退してしまっ。2社で競争入札して、それで本当にいいんでしょうか。我々のやり方に不十分な点や改善すべき点はないのでしょうか。

現在、このIT化やデジタル化やペーパーレスやデフレスパイラルや言われている大型店が進出してきている。こんな時代の入札は本当にこれでいいのでしょうか。改善する必要はないのでしょうか。原因を相手や外側や仕組みに置きかえてしまっということでは本当にいいのでしょうか。原因は自分自身にあると、自分が解決しないと解決にならん。自分にあると、これでええのか、これでええのかということをやはり自問自答する中で解決策が生まれてくるのではないのでしょうか。もうここまで来ておりますので、次からでも改善にならないのでしょうか。

以上、3つを再質問させていただきます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 予定価格の公表をなぜしないのか、また、それを知らずに、議員が正当な判断ができるのかという点でございますが、先ほど、教育委員会事務局長が申し上げましたとおり、行政といたしましては、いろいろな業務の執行に当たってはそれぞれの決まりというものがございますので、その決まりにのっとって適正に処理をさせていただいております。

また、議員おっしゃられましたように、今後につきましては、当然、議員のご意見も踏まえて、当町におきましては、工事発注関係、また業務委託関係、そして物品の購入等々ございまして、それぞれの規約の変更を含めて、足並みをそろえて取り組んでいかなければならないという点がございますので、その辺をご理解いただいて、行政といたしましても、今後、まず検討から行わせていただきますということを申し添えてご回答といたします。

そして、辞退等のご質問ございましたけれども、これでいいのか、これでいいのかというご意見もおっしゃられましたが、相手あつての話でありまして、当然、指名段階で相手の意見等は私ども行政といたしましては理解できない範囲でございます。そこら辺のシステムを議員としてよく勉強していただいて、今後お話もしていただけたらなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（梅本勝久君） あと1点、議会に対してということで、坂東議員からも質疑をいただいたわけなんですけれども、これはまた後日改めて検討をさせていただきたいなど、そういうふうに思います。

次に入ります。

池田議員。

○6番（池田年夫君） 承認第10号 専決処分、老人保健特別会計の補正予算であります
が、老人保健特別会計は2年前に廃止になり、以後は後期高齢者医療制度に引き継が
れました。なぜ今ごろ、医療機関から医療請求があるのか説明がなかったわけであり
ます。請求についての経緯、経過について詳しく報告してください。

○議長（梅本勝久君） 西岡課長。

○町民生活課長（西岡康次君） 6番、池田議員の質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中で、老人保健特別会計予算が2年前に廃止となりの発言がありま
したが、平成19年度末をもって老人保健制度が廃止され、平成20年4月から後期高
齢者医療制度と移行しておりますが、老人保健特別会計につきましては、代務処理
を行うために平成22年度まで予算措置を行っており、廃止はいたしておりません。

また、医療費の請求遅延につきましては、被保険者が医療機関に対し健康保険証
の提示を行わなかったことが原因であると医療機関から報告をいただいております。

以上であります。

○議長（梅本勝久君） 質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

坂東議員。

○4番（坂東 暉君） 議案第27号 平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算案につ
いて、反対討論をいたします。

歳出の部の議会費でございます。

これは、ご承知のとおり、議会費の中に職員手当で特別職職員手当4万8,000円、こ
れが計上されています。これは皆さんご承知のとおり、私、前回の議会で3つの理由で
もって反対討論をさせていただきました。その内容が計上されておりますので反対をさ
せていただきます。

以上であります。

○議長（梅本勝久君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第27号 平成22年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第4、議案第28号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5、議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第6、議案第30号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第7、議案第31号 三宅町道路線の廃止についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第8、議案第32号 三宅小学校 I C T環境整備業務の契約締結についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第9、議案第33号 三宅地上デジタル対応薄型テレビ等購入業務の契約締結についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第10、議案第34号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金回収管理組合規約の変更についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第11、承認第9号（専決処分事項報告）平成22年度三宅町一般会計第1回補正予算について、日程第12、承認第10号（専決処分事項報告）平成22年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算についての2件を採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第13、承認第11号（専決処分事項報告）三宅町心身障害者医療助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第14、報告第1号 平成21年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより日程第16、報告第3号 平成21年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

日程第17、同意第3号 三宅町政治倫理審査委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） 同意第3号 三宅町政治倫理審査委員会の選任につきましては、委員の任期が満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。氏名 上谷喜佐雄。生年月日 _____
_____生まれ。

住所 _____。氏名 南 節子。生年月日 _____
——月生まれ。

住所 _____。氏名 安井茂治。生年月日 _____
——生まれ。

住所 _____。氏名 細井秀和。生年月日 _____
生まれ。

住所 _____。氏名 吉田佳都恵。生年月日 _____
——生まれ。

以上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第17、同意第3号 三宅町政治倫理審査委員の選任についての質疑を許します。

池田議員。

○6番（池田年夫君） この同意案件ですが、政治倫理審査会に三宅町の会計監査委員が入っています。法的には問題ないと思いますけれどもいかがなものでしょうか。調査してみますと、他の審査会や委員会にも充て職かもわかりませんが重複して参加される方もおられます。広く住民の意見を聞くのであれば、重複を避けるべきではないでしょうか。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいま政治倫理審査会委員と会計監査委員の重複についてのお尋ねについて回答いたします。

平成20年6月議会におきまして、政治倫理審査会委員の選任同意について、議員より今回と同様の質問がなされております。当時の副町長からは監査委員は公平な立場で物事を見られる学識経験者を町は選んでいるというふうな回答をされております。その後におきましても、他の行政委員においても、それぞれの立場での学識経験をお持ちの方や、それらの方に委員に就任していただいているのが現状であります。

議員ご質問の政治倫理審査会委員と監査委員の重複されている委員につきましては、経歴からして適任者であると判断をし選任を行い、同意案の提出を行ったものであります。

以上です。

○議長（梅本勝久君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 政治倫理審査会への監査委員の参加の問題ですが、全国市町村監査委員会協議会発行の監査必携という本があるんですけども、この中の監査委員の義務の項で、監査委員は議会、町、またはその他の執行機関、あるいは外部の圧力等によって、何らかの干渉を受けることなく、また、特定のものや集団に特定の不利益、または不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従い、みずからの判断と責任において、誠実かつ厳正にその職務を執行すべき基本的義務を有している。すなわち、地方公共団体の執行機関が遵守すべき一般的な義務規定である地方自治法第138条の2、地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理及び執行をする義務を負う。その適用を監査委員は執行機関の一つであることから、当然受けることになるというふうに言っています。

執行機関の一員が審査会へのメンバーになるということは、住民の行政への参加の機会をなくしているとも言えます。住民の行政への参加を促すという点からも再考すべきではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） ただいまの池田議員のご質問ですけども、あくまでも政治倫理審査委員さんの経験といいますか、その観点からいきますと、地方行政に関し識見のある方であるという部分も委員の条件にもなっておりますので、その辺も考慮しまして、今後、他の行政委員さんもそうですけれども、選ぶ場合におきましては、それらのおおのの立場で学識経験をお持ちの方に委員を選任をお願いする場合もございますので、結果的に重複することもあり得るというようなことですので、その点ご理解のほどよろしくお願ひしたいということです。

○議長（梅本勝久君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 今の課長の答弁は、僕の質問の答弁に合っていないと思うんですよ。執行機関の一員が委員会の一員に入ることはいかななものかということを知っているのであって、それについて行政として、執行機関の一員であれば外すのが当然だというふうに僕は判断すべきではないかというふうに思うので、その点行政として再考するとか、そういうことをすべきではないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○議長（梅本勝久君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） ただいまのご質問ですけれども、冒頭で池田議員からの質問の中でも、法的には何ら問題ないというふうなこともおっしゃっておりますので、私どももその辺を基本として各行政委員さんにつきましては、選任同意をしていただいているというふうに理解しておりますけれども。

○議長（梅本勝久君） 2回で終わりですから。

質疑、ほかに。

○2番（馬場武信君） 先ほど、池田議員が述べました主張、私は真つ当だと思っております。

いかに法的に問題ないとしても、委員のあり方としては再考する余地はあるのではないかと。特に、政治倫理委員というのは、特別な意味を持っていると思うんです。単なる行政の、例えば、同率的に論じないという観点からやはり再考を、ほかの監査委員と併用することは、私は再考を要すると思います。

○議長（梅本勝久君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立多数と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

お諮りします。

日程第18、同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって

提案とさせていただきます。

住所 _____。氏名 長井良暢。生年月日 _____
生まれ。

再任でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本勝久君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件
を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

50分再開でひとつよろしくお願いします。

（午前10時43分）

○議長（梅本勝久君） ただいまより再開します。

（午前10時50分）

◎一般質問

○議長（梅本勝久君） 日程第19、一般質問についてを議題といたします。

一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（梅本勝久君） 3番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬規矩次君。

○3番（廣瀬規矩次君） ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私の質問は2つございまして、三世代家族の奨励について、そしてもう一つは、町内の空き家の活用についてであります。

三世代家族の奨励についてですが、三宅町を取り巻く環境は年々人口減とともに少子

高齢化が進み、そして小学校、あるいは中学校の入学数が減少しています。また、成人式を終えた成人が、就職や結婚で三宅町外へ移っていってしまいます。私の新人議員研修において、このまま現状を肯定して何もしないで、要するに、施策を打たないでいると、2050年には極めて低い人口数になる。これは、私が新人研修の際、講師の木下敏之氏の資料によるものですが、この方は、元長崎市長をされたというふうに記憶にとどめています。

三宅町は、2010年4月1日現在7,514人で、2025年には、これはあくまでも予測の数値です5,000人、それから2050年には2,500人になるだろう。川西町は8,810人、それが2025年には6,700人、2050年には3,750人。田原本町は3万2,395人、これは2010年4月1日現在ですが、2025年には2万9,000人、2050年には2万2,000人というような予測をされています。このような減少を最小限にとどめ、活力のある町運営をしていかなければならないと私はこのように思う次第であります。三宅町が若返り、人口減を食い止めるためにも、三世代家族の奨励政策についてお伺いをしたいと思います。

自治の原理原則は、自分でできることは自分でやる。できないことがあれば家族で助け合い、家族で解決できないことは地域で解決を図る。それでも解決できないときには、初めて行政が解決をするという、こういう考え方であります。これは自主防災で、自助、共助、公助、この考え方と私は同じであると、このように思っています。災害があったときには、自分の体は自分で守る、そして隣近所で助け合う、その後で行政の支援を待つ、こういうことから、これを実行するためには社会の最小単位で基礎的な単位である家族がしっかりしなければなりません。子育ての支援や親の介護などが家族でやりやすい環境をつくっていくことが、行政の役割ではないでしょうか。子育てや介護がやりやすい家族の姿が、例えば三世代家族なのではないでしょうか。おじいさん、おばあさんは親が働いているときに子育ての一翼を担う、そうすることで、子供はおじいさん、おばあさんの知恵を授かる。さらに子供は、親がおじいさんやおばあさんのお世話をしているその姿を見て育つ。そしてまた、そのことが敬老、あるいは親孝行の心が身についていきます。そして、このことを世代連鎖が繰り返していく。こういった社会を目指すことが今の日本に望まれることではないかと私は思うわけです。

現在は核家族にあって、今私が申し上げた内容からはもうかけ離れた実態になっております。この三世代家族を奨励し、その世帯数をふやしていくためには、ここに住み続けたいと思うような町の魅力がなければなりません。

この三世代家族がふえるということは、町財政から見ても増収となり町全体に活力が芽生えてきます。この三世代家族数を、これからの町づくりの指標として取り入れる考えがあるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。さらに、三世代家族をつくり、維持していくためには、政策制度の充実だけではなく内面の問題、日本人の心の再生も重要になってくると思います。それに深くかかわるのは教育であります。

そこでお伺いいたしますが、教育という観点から、この三世代家族の奨励をどのように考えておられるのか、教育長にお聞かせをいただきたいと思います。

次に、町内の空き家の活用についてですが、これは先ほどの人口増の関連ですが、三宅町では空き家がだんだん増加の傾向にあります。さきの三世代家族の奨励とリンクいたしますが、空き家をうまく活用して、若者及び三世代家族の定住施策として支援制度の施策として真剣に考えてみてはと思います。

まず1番目には、町内の空き家の情報の提供ですが、これは各自治会に呼びかければ自治会は大変なネットワークを持っておりますから、十分に活用できると思います。それから、行政の補助については、入居一時金の補助、あるいは家賃の助成、持ち主への固定資産税の減額、その他、それは年齢、あるいは期限等の制限等についていろいろありますが、それは詳細にまた検討していかなければ課題であると私はそのように思いますが、三宅町の担い手をふやし、財政でも微力であるが好転し、活気活力のある町づくりができるのではないかと思います。どのように行政としてお考えかお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、答弁によりまして自席より再質問並びに私のご意見をまた申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 3番、廣瀬議員の一般質問。1番、三世代家族の奨励については、森川副町長と岩井教育長が、そして2番目の町内の空き家活用については、森川副町長がそれぞれご回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 副町長。

○副町長（森川道弘君） 3番、廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず、三世代家族の奨励についてということでございますけれども、我が国の家族形態につきましては、ご存じのように近年、人口の減少による少子高齢化、それから晩婚化、それから就労形態の変化ということによりまして、核家族や単身世帯が増加してお

ります。その結果、子育ての情報や支援、介護については、いわゆる外部に頼り、地域の結びつきが弱くなってくるということが実際問題起こってきていると認識しております。

また、三世代家族につきましては、住居の広さ、それからプライバシーを保てない、それからお年寄りと若い人の生活リズムが合わないとか、それから嫁姑等の問題もございますけれども、気遣い、気苦労が多いなどという理由から、現状では少数であるということでございます。

しかしながら、廣瀬議員ご指摘のように、三世代家族といたしますのは、例えば、おじいさん、おばあさんが子育てに参加いただくとか、それから、おじいさん、おばあさんの知恵を授かる、よくおばあさんの知恵袋という言葉がございますけれども等々、支えあいや世代交流という、いわゆる三世代家族の持つメリットというものは大変大きなものであるというふうに思っております。現に、同居はしていないけれども、子供の世帯としましては、子育ての精神面や経済面の負担軽減ができ、親世帯につきましては、健康面や安全面での不安軽減ができるという住まい方として、例えば、徒歩で行き来できる隣居というふうな言葉や、それから電車や車で1時間以内の近居といった、核家族であるけれども三世代家族同居に近いという新たな家族の形態がふえてきております。かつて、スープの冷めない距離とかいうふうな言葉がありましたけれども、そういうようなものもふえてきております。

さて、ご質問の1点目の三世代家族の奨励につきましてですけれども、各家庭個別の事情や思いがあるということから、特に行政としては奨励はいたしておりません。また、2点目の三世代家族数を町づくりの指標としてはどうかなというご意見でございますけれども、町における指標と申しますのは、町として重要な政策であり、かつ今後の政策の実現手段があるもの、そういうものでございますので、また、町づくりの指標とするならば、住民、事業主、町が協働して町づくりを進めるための目標とその達成度について、数値などによりわかりやすく示すものでございます。

現在のところ、三世代家族の奨励を町で政策として取り組んでいないことと、三世代家族数は家族形態の変化や価値観、それから社会環境の変化等によって左右される数値でございますので、指標として取り入れることは困難でございます。

しかしながら、廣瀬議員ご指摘のように、三宅町が若返り、人口減を食いとめるため、今現在も基本構想の策定作業を進めているわけでございますけれども、そういう策定の

中において現在、議論していただいているわけですが、今後の町づくりにおいては、高齢者の生きがいつくりや介護予防などの健康づくり、それから少子化対策としての子育て支援、それから若年層の定住環境づくりを進める必要があると考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それからもう1点のご質問でございます。

町内の空き家の活用につきというご質問でございますけれども、定住を促進するためには、公共施設等のインフラ整備による町民に住みよい生活環境を提供することが必要であると認識しております。三宅町でも、これまで公共施設や上下水道や道路の整備、それから福祉施設等の整備を通じて住民の利便性の向上に努め、より豊かな生活の実現を図ってまいってきたところでございます。町内の空き家につきましては、今、東屏風で一部見受けられるようでございますけれども、少子高齢化で空き家になったものであるというふうに考えています。

県下の市町村、いろいろな取り組みの状況でございますけれども、空き家情報提供を行っておりますのは6町村で、そのほとんどが過疎の町村でございます。例外は明日香村でございますけれども、明日香村につきましては、全村特別立法で規制がかかっておるといいう特殊事情がございますけれども、それ以外は過疎の町村でございます。補助制度を行っているのはそのうち5町村でございますけれども、ご質問の町内の空き家情報の提供並びに補助制度については、三宅町は確かに人口は減少傾向でありますけれども、さきのこういった過疎等の市町村とは地域性等、また空き家情報の提供目的も異なっておりまして、現在策定作業を進めている第3次基本構想のアンケートでは三宅町の定住意向が強く、また、既に空き家情報につきましては不動産業者で行われております。町が空き家情報の提供及び補助制度につきましては、現段階では考えておりませんが、引き続き、地域の活性化を目指し定住促進を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 教育長。

○教育長（岩井利祐君） 三世代家族の奨励を教育の観点からどのように考えるかとのお尋ねでございますけれども、単なる高齢者というような表現ではなくて、おじいさん、おばあさんは長く生きてこられた経験、体験をもとにした生き方、子育て、生活の知恵、家庭や地域の伝統や習慣、文化、伝承などを豊富に持たれた、家族にとって、あるいは地域にとっての知恵袋の存在であると思います。議員仰せのとおりでございます。また、

子供たちにとって、両親からしかられたときの、あるいは兄弟、友達などから疎外されたときの温かい駆け込み寺であるとも思います。昨今、この知恵袋、あるいは駆け込み寺がものの価値観や考え方、労働形態や社会環境の変化によってなくなりつつあるのは、子供の位置から考えて残念でなりません。

婦人会の総会や高齢者の学習グループの集まりでは、お孫さんの前から隠れないでいただきたいと話していますが、三世代家族であっても、夕飯を食べたらわたしの部屋へ行きますねというおじいさん、おばあさんの姿は残念でなりません。

現実の社会の流れにさおを差すことは至難のわざで、三世代家族の奨励を大いに同意をいたしますが、教育委員会という分野ではできかねるように思います。子供たちの家庭や地域の現実を踏まえ、教育の観点から幼稚園や小学校では、おじいさん、おばあさんの知恵袋や駆け込み寺の温かさを、あるいは伝承文化を授かるべく高齢者を招き、家庭や地域の欠落を補う取り組みを既に始めていますことを申し上げて、回答といたしたいと思います。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬議員。

○3番（廣瀬規矩次君） 今、答弁いただきましたけれども、祖父母は孫を家族と思っていますが、孫は祖父母を家族と思っていないと。犬や猫をかわいがって、そのペットを家族の一員と思っているというようなことを聞いたことがあります。祖父母は振り込め詐欺等々が横行しているように子供や、あるいは孫を非常にかわいがる気持ちを忘れてはいません。これが、私は日本人の心であると、このように思っています。離れて暮らす祖父母よりも愛犬のほうが身近に感じるのかもしれませんが、社会の連帯感も希薄になり、改めて家族のぬくもりや家族愛を考える必要があると思います。地域を再生し、住み続けたい町づくり。定年になって帰ってきたい町づくりを模索していきたい、私はこのように思うわけです。

今、副町長のほうからいろいろ答弁がありました。しかし、私が申し上げたのは、三世代家族の奨励、あるいは町内の空き家の活用についてという、この提案は、三宅町の人口が、私の先ほど申し上げました新人研修において、今は7,514人です。これが2050年には2,500人になる。これは現状を肯定して何も施策を打たなかったらこんな結果になってしまいますよということを言っているわけです。ですから、私はその具体策としてこの2つの内容を提案させてもらったわけでありますけれども、私は、この人口が減っていくという、これを防止するためにはどんな施策を打たないかんということを三宅町

として、例えば、プランの中に計上して真剣に考えていただきたいと思います。

私の申し上げたこの内容について、町長の所見があればお答えをいただきたい。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 数々の貴重なご意見をいただきました。今後の町づくりの取り組みの方針の一つに取り組んでまいります。

○3番（廣瀬規矩次君） 終わります。

○議長（梅本勝久君） 廣瀬規矩次君の一般質問を終わります。

◇ 坂 東 暹 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、4番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

坂東 暹君。

○4番（坂東 暹君） 引き続きまして、「あれもこれも」から「あれかこれか」の町づくりについてというテーマで質問をさせていただきます。

表題のように、あれも欲しい、これも欲しいを住民も我々も要求してまいりました。これは今日までの町づくりだったのではなかったでしょうか。隣の町にはあるのに、我が町にはなぜないのか、何とかしてほしい。この要望と対応を繰り返して、今日の姿ができてきました。それでも、働く若い人材が多く、地方交付税や自主財源がそれで対応が可能だったときもあったと思います。

しかし、今日の厳しい財政事情の中で、限られた資金を使って町づくりをどう進めるかという難しい方向づけが求められていると認識しています。それが、あれかこれかの町づくりだと考えるのであります。しかし、このような状況は、頭では理解できても住民への働きかけ、議員間のコンセンサスづくり、行政内でのベクトル合わせ等課題も多く、各界、各層の議論も不十分だと思っております。

あれもこれものの具体的事例を少し申し上げます。1つは、3月の議会で提案しました文化ホールについてであります。詳細の繰り返しはしませんが、私は、今すぐ結論を出して、ないない尽くしを提案しているではありません。最初は理念があってつくった施設ですから、それが今日の姿になった。ならば、どうすれば利用頻度が上がり、住民に喜んでもらうようになるのか。2年ぐらい時間をかけて住民を巻き込んだオープンな検討と行動をされてはどうでしょうか。それでも懸命な案が出ない、継続すると行政が判断をしたと、それはあれかこれかのこれにしまして、そのかわり、あれを明確にして

見直しを検討してほしい。駐車場の使用台数を考えると控えるのが賢明とは、余りにも議論の論点が違うと思っております。

事例の2つ目であります。三宅町の図書館についてであります。時々、かぎが閉まった状態にあります。これにも、あれもこれもの必要要求をされる方がいます。子供の活字離れに始まって、感性豊かな教育に結びつけ、老人の勉強、余暇対策と、理由はどれをとってもごもつともで、反論のしがたい内容でございます。では、何千平米のものを何千冊の蔵書で、どんな特徴を持って、幾ら費用をかけて、何人の方が利用されるのですかと。本当に求められる方は、今現在でも川西へ出かけたり青垣へ行ったり、県でも広域で対応されています。必要なもの、大切なものとは子ども手当で買い与える方法もあると思います。自分は何をして、行政に何を要求するか。あれか、これかだと思えます。

事例の3番目でございますけれども、平城遷都1300年祭を機に、古代ロマン探訪ウォークが三宅町企画グループを中心に実施されました。初日に八十数名の皆さんが来られて、いすが足りなくなったのを見て驚きました。失礼ながら、これまでの種の行政の企画には、お願いしてお願いして限られた参加者になると。しかし、町民のニーズと合致すると、参加していただけるのだと強く感じた次第です。1300年祭行事以降も、新しい企画も織り込みながら、引き続き関係者のお取り組みをお願いする次第でございます。

事例の4つ目でございます。過去の慣例に沿った補助金や助成金、管理委託契約についてであります。

これも何度か申し上げてきましたので詳細は申し上げませんが、それぞれに当初は立派な理念や方針があったと思います。それを年々繰り返す中で理念が変化したり、よく似たものが新たに立ち上がったたり、目的があって、目的を達成する手段であったはずのものが目的に置きかわってしまったたり、あれもこれもになった事例であります。

そこで町長にお尋ねします。地方分権が進められ、自主自立が求められ財政が厳しい中で、町長のリーダーシップのもとに新しい集中改革プランが作成されるであろうと思います。また、第3次基本構想、事業計画も進行していると聞きます。いずれ発表はあろうと思いますが、過去の現実離れした計画のための計画であったことは反省をして、どうぞ実のある計画立案を期待します。また、個別に町村だけでは対応の難しい課題については、広域連携して、広域で共同で対応するなどの方法も含めまして、あれもこれ

もからあれかこれかについてのまちづくりについて、ちょっと事例は別としまして、町長の基本的な考え方について所見をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 4番、坂東議員の「あれもこれも」から「あれかこれか」への町づくりについてご回答申し上げます。

平成3年に作成された第2次基本構想、緑豊かな産業文化都市、心のかよう生き生きとしたまちづくりから20年間、見直し等がなされないまま現在に至っております。少子高齢化や地球規模の環境問題、世界的な経済不況など社会情勢は大きく変革し、さらに地方分権など行政を取り巻く状況も大きく変化し、構想と現実との間に大きなギャップがあることは事実であります。私たちを取り巻く社会状況は、成長社会から成熟社会へと転換を始め、地域の課題や住民皆様のニーズが多様化しておるのが現実でございます。

三宅町住民の生命や財産を守る立場にある行政といたしましては、切り捨てをする施策転換よりも地域を構成するすべての主体が、三宅町の特性や資源を生かした町民と行政が協働と役割分担によって町づくりを進めていくことが大切であると考えております。さらに、今後より一層厳しさを増すことが予想されます財政状況を考えながら、施策の優先性を重視し、効率的かつ効果的な施策を盛り込んだ独自性のある施策展開が必要であります。

議員ご質問の個別町村だけでは対応のしがたい問題に対しまして、広域連携等も含め、対応してはとのことですが、既に広域連携といたしまして、平成25年奈良県下の消防広域化に向けての協議が行われており、さらには奈良県基幹システム共同化検討会として、県下8市町で電算の共同化に向けての検討会を立ち上げまして協議に入っておるところでございます。また、今後、ほかの行政課題につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

第3次基本構想は、平成32年度までのおおむね10年後の三宅町のあるべき姿の総合的な指針としたいと、このように考えております。この計画は、町民と行政が目指すべき町の将来像を共有し、協働で町づくりに取り組むとともに、施策の一極集中ではなく地域の実情等を考慮した施策の展開を図るべく、基本構想の策定に取り組んでおるところでありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 坂東 暹君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（梅本勝久君）　続きまして、6番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○6番（池田年夫君）　議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

ことしの春、桜井市で5歳の男の子が食事も与えられずに餓死するという事件があり、両親が逮捕、起訴されるという事件が起きました。住んでいた住居はワンルームマンションで、両親と妹の4人家族で地域とのつながりもなく暮らしていたということであります。自分の自宅の近くには市役所や保健所がある地域で、男の子は市の乳幼児健診も10カ月までしか受けていなかったそうです。児童虐待については2004年、平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行うことになっています。児童虐待をなくすためには、川崎市などが制定している子ども権利条例を本町でも検討すべきではないでしょうか。児童虐待についての三宅町の実態はどのようになっており、町のシステムはどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、予防保健事業の強化策として、ワクチン接種への補助について質問いたします。

予防保健事業の強化策として、地域住民の健康をどのように守っていくかが自治体に鋭く問われています。そうした中、自治体レベルでの健康増進に向けた取り組みに、現在、任意接種となっているワクチン接種に対して助成制度を設け、住民の健康増進に努める自治体が広がってきています。そこには、市町村の姿勢として、住民の健康増進を具体的に進めていこうとするあらわれや、今日の経済情勢のもとで住民が負っている経済的な負担を少しでもやわらげ、暮らしを応援しようとする自治体本来の役割が発揮されていることをうかがい知ることができます。

こうした取り組みを進めた結果、健康維持が促進し、健康度が引き上がり、医療費の支出を抑える要因も生み出している側面もうかがえます。まず、予防できる唯一のがんとされる子宮頸がんのワクチン接種への公費助成の実現へ向け、政府与党が協議に入ることが固まったと。2011年度予算での対応を目指し、夏の概算要求への盛り込みを検討する。また、厚生労働省などの調査によると、子宮頸がんは年間約1万5,000人が発症し、約3,000人が死亡している。公費助成検討作業は無料化を念頭に進められそうだと新聞でも報道されています。

子宮頸がんのワクチン接種への公費助成については、2010年4月段階で朝日新聞の調査によると19県、35自治体が行っています。年齢も10歳から45歳を対象にした自治体や、全額または一部を助成している自治体も生まれています。

予防保健事業の強化策として、本町も検討する必要があると思いますが、町長の所見を伺います。子宮頸がんのワクチン接種への公費助成についてと同じように、ヒブ肺炎球菌ワクチンの一日も早い早期接種化が求められています。川西町でも既に22年度予算で予算化されています。子供へのヒブワクチンの任意接種にするように国に働きかけながら、自治体みずからの行いとして費用負担をやわらげるべく、伴う費用の半分程度の助成を実施する取り組みが始められています。

もちろん、社会的弱者である子供を取り巻く病気の予防には大いに効果が発揮されているところであります。子育ての親御さんの間で心配されているのが、子供さんの細菌性髄膜炎であります。これは、子供がもともと、のどや鼻の奥に持っているヒブ菌が血液中に侵入して、脳を包んでいる髄膜に炎症を起こす病気で、ひとたび感染してしまうと、耐性菌の急激な増加が始まり治療が困難となって、最悪はこの勢いをとめなければ死に至ることもあり、決して甘く見てはならないし、死亡率も5%程度ある病気だということを十分踏まえておく必要があります。そして、国内での細菌性髄膜炎の7割がこのヒブ菌によることから、それに対応するヒブワクチンの接種の促進が急速に求められることは、当事者を初め、医療機関などから強い要望が上がっていることからもうかがえます。それらを受けて、取り組まれる自治体の助成状況などからもうかがえます。

このヒブワクチンは、欧米では90年代前半には定期接種化が始まっており、早くから導入したこれらの国々は、細菌性髄膜炎の発生も減少しており、デンマークなどでは既に発生がゼロになっているという報告もされているようです。

こうした先進事例を踏まえ、WHO世界保健機関では、1998年にすべての国に対して乳幼児へのヒブワクチンの定期接種、つまり無料接種を求める勧告を出して、定期接種に踏み込むことを奨励していますが、我が国ではそれから十数年近くたった昨年12月に、やっと接種することが認可されたのが現状で、費用負担を伴う任意接種にとどまっています。

こうした一連の様相からも、既に述べたように、その効果を期待するところは大きいものがあるようですし、取り組みとしては、定期接種化を求める世論と運動も広がっています。助成事業に取り組む自治体が広がってきているところであります。

そこで、現在、任意接種となっているこうしたヒブワクチンの接種に対して、本町でもその促進をし、住民の健康の増進と国保会計などの医療費の安定化に向けた取り組み、そしてこうしたワクチン接種に一定の助成を行い、住民の健康管理の向上に資する取り組みの制度が求められています。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席で再質問をさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 6番、池田議員の1番、児童虐待について、そして2番、子宮頸がんワクチンの接種について、3番、ヒブワクチンの接種については、東浦健康福祉課長がご回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君） 東浦課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） それでは、池田議員の児童虐待防止に係る質問からお答えいたします。

まず、児童虐待をなくすために、子ども権利条例を制定すべきとのことでございますが、平成6年に日本が子どもの権利条約に批准し、その後、川崎市が平成12年に川崎市子どもの権利に関する条例が制定して以来、各地で子どもの権利条例が制定されているところもあることは承知いたしております。国が条約に批准し、各種施策を進める中で、三宅町では子育て支援や子供の健全育成等に関する事業を進めており、当該条例の制定は考えておりません。

次に、児童虐待の実態といたしましては、平成21年度で申し上げますと、虐待通告につきましては新規4件、継続5件の計9件であり、そのうち1件が虐待なし、2件が転出、あとの5件について面談、訪問等支援を行っているところでございます。

続きまして、虐待防止対策につきましては、三宅町では複雑かつ深刻化する児童虐待を早期に発見し、的確に対応するため、平成18年4月に磯城郡で要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、各町単位で地域連絡会を配置し関係機関が相互に連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

具体的には、妊娠届出時に保健師等による聞き取りや、乳幼児健康診査などの機会に注意すべきケースの把握を行うとともに、未受診者につきましては、電話や訪問によるフォローを行っております。また、民生児童委員、こども家庭相談センター、奈良県中和福祉事務所、三宅幼児園、三宅小学校、式下中学校などの町内関係機関との連携を図りながら、個々のケースに応じて必要な支援を行い、さらには要保護児童に対する相談

援助につきましては、児童家庭センターあすかに委託し、事業を進めております。

児童虐待は、家庭という密室内の出来事であるだけに、周囲の人が気づかないという問題があります。特に、子供の命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況があります。三宅町では、こども家庭相談センターを初めとした関係機関と協力して、児童虐待防止に取り組んでいますが、行政の対応だけでは解決できるものではございません。子供のいる家庭を地域で暮らす人々が温かく見守り、支援することが児童虐待防止の大きな力となります。気になる親子を見かけましたら、担当課に連絡いただくことはもちろんですが、できれば一言声をかけていただくことが、親子を見守る大きな力になりますので、地域の中での取り組みもあわせてお願いいたします。

次に、池田議員の子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成に係る質問にお答えします。

子宮頸がんワクチン、すなわちHPVワクチンの接種につきましては、平成21年10月に国で承認されました。このワクチンは、HPVの中でも特に原因になりやすい16型、18型の感染を防ぐワクチンで、10代前半でのワクチン接種が予防に効果的とされ、3回の接種で免疫が20年以上続くと推定されます。

現在、子宮頸がん予防ワクチンは、池田議員も指摘のとおり、予防接種法に基づかない任意の予防接種であることから、町では公費助成は考えておりません。しかしながら、公費負担につきましては、先ほど池田議員からも指摘がございましたが、国の審査会でワクチンの評価や扱いが検討されているということです。今後の議論の行方並びに国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、ヒブワクチン接種は、子宮頸がんワクチン接種と同様に、現在、予防接種法に基づかない任意の予防接種に位置づけられるため、公費負担は考えておりません。ワクチンの有効性、接種費用、経済負担が大きいことは十分に認識しております。今後、子育て支援の一環として、ヒブワクチンの接種費用の公費助成につきましては、財政状況が非常に厳しい中でありますが、国・県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 3点とも町としては考えていないという答弁であったわけであり
ますけれども、児童虐待についてですけれども、本町のホームページにも児童虐待は子

供に対する重大な権利の侵害です。特に、子供の命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状態です。私たち一人一人が児童虐待問題の発生予防、早期発見、早期対策に努めましようとうたっています。児童虐待の根本には、今の社会性を反映されている面もありますが、子供の権利を認める社会をつくり出すことが解決の筋道だと思います。本町も子ども権利条例の制定を行い、行政と住民が一体となって児童虐待をなくすということが大事だと思いますが、再度、町長の所見を求めます。

次に、ヒブワクチンの問題ですが、本町での出生は1年間に50人前後です。ワクチン接種の費用は3,000円前後というふうに聞いております。1年間に4回として計算しても六十数万円でできるわけであります。子供の細菌性髄膜炎などの予防は自治体の姿勢、また、町長の姿勢にかかっています。既に川西町は補助を実施しています。再度、町長の所見を求めます。

○議長（梅本勝久君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1番目の再質問、子どもの権利条例制定についてでございますが、議員おっしゃるように、児童虐待を解決するその手だてとして、イコール子どもの権利条例とは私は考えておりません。といいますのは、その権利条例を制定することによって、例えば、学校教育であつたり、家庭教育の面においても、いろいろな教育が十分にできないというような支障も来すのではないかと思いますので、このご質問のように、幼児虐待イコールこれを解決する手だてとしての子どもの権利条例の制定というのは、町としては考えておりません。

それと、ワクチン接種についてでございますが、2回目のご質問にもございましたように、70万円弱という費用ではございますが、以前からお答えしておりますように、ただいま第1期の集中改革プランの最終年度を迎えております。その中でも長短期の事業については、よく優先順位を考慮して実施をするという点も含まれており、また、前回からもお話ししておりますように、第2次集中改革プランについては、その点もよく考えて盛り込んでいって、こういうふうなご要望のある事業についても優先順位の高いものから実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 先ほども述べたように、ただ子ども権利条例を制定したらそれがなくなるというのではなくして、それを制定していく中で、住民と一緒に子ども権利条

例というものはどういうものかということ論議していくという中で、児童虐待ということについてもなくせる、イコール方向性が出てくるのではないかとということで、住民の皆さんと一緒にこの問題について、児童虐待という方向だけではなく、子供の権利ということも含めて、全体を含めて論議していくということが行政として取り組むべきことではないかというふうに思うんですよ。ただ単に条例を制定したからそれがなくなるというものではなく、それに取り組む家庭が問題だと思うので、再度、このことについて町の姿勢を伺います。

○議長（梅本勝久君） この部分について回答されましたね、今。回答されております。
池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 武 信 君

○議長（梅本勝久君） 続きまして、2番議員、馬場武信君の一般質問を許します。
馬場武信君。

○2番（馬場武信君） 2番議員の馬場でございます。

新年度からはや3カ月町づくりの指針について質問いたします。若干、さっきの廣瀬、坂東両議員の質問に関連するかとは思いますが。

さて、国や自治体の評価にはいろいろな基準がございます。例えば、面積や人口の比較、さらには財政力の強弱等の指標があります。

近年、評価方法として、幸福度指数がクローズアップされてきております。すなわち、安心感や生きがい、さらには達成感といった新しい尺度で、この国や町に住んでどれほど幸せであるかを指数でもって示されます。

財政力の弱い小さな自治体こそ、この金銭ではかりえない幸福度指数アップを重点課題にした施策が必要ではないかと私は考えておりますが、町長の所見を伺います。

次に、町づくりの一環として町歌について。

今、三宅町の住民で、自分たちの町に三宅町歌があり、さらにこの町歌を歌える住民は皆無ではないかと推察いたします。町歌の普及啓発に関する町長のお考えをお伺いし、質問を終わります。

○議長（梅本勝久君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 2番、馬場議員の町づくりの指針についてご回答申し上げます。

4月27日に、内閣府から国民生活選好度調査の発表がありました。我が国の国民の幸

幸福度たるものは10点満点中6.5点という国民の意識が明らかにされました。欧州で実施された同様の調査に比べますとやや点数が低く、その背景には、年金制度に対する先行き不安や高齢者世帯の単身化などがあると見られます。そもそも幸福度たるもの自体、個人個人の価値観によって違いがあり、例えば、自分がかかわれる居場所を見つければ幸福度が高まるという考え方もあります。

議員の質問されておられます幸福度アップを指数にした施策につきましては、さきに申し上げましたように、幸福度たるものは個人によって価値観の違いもあり、一概にどのような施策をすれば幸福度がアップするかについては、どうのこうのと申し上げにくい部分がございます。町といたしましては、現在、策定作業を進めております第3次基本構想のアンケートにおきまして、三宅町に住むことの満足度の調査を行っておりますが、そこでの結果を踏まえまして策定される基本構想に示される町の将来像の実現に向けまして、町民が安心して健やかに暮らせる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

三宅町歌の普及啓発についてお尋ねでございますが、教育委員会の部門といたしましては、成人式において新成人、来賓に配布いたします成人式資料に三宅町歌を掲載し、成人式冒頭に町歌斉唱を行っております。社会教育関係団体においては、三宅町婦人会の総会におきまして町歌の斉唱が行われていますが、三宅町住民の実態は、議員のご質問のとおりではないかと考えております。

小学校におきましては、3年生社会科で、三宅町の概要を町探検などをしながら学習いたしますが、その一環といたしまして、三宅町歌を全学年にわからせてはどうかと考えておりますが、三宅町歌や町民憲章、町の木、町の花などの普及、啓発は教育委員会のみのも事業ではなく、役場行政総体の取り組みであろうと、このように考えられることから、町行政総体の課題として受けとめさせていただき、今後できるだけ町歌斉唱の場を設ける努力をしてまいりますということを申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中に

においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅本勝久君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をしていただきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、志野町長よりあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に補正予算案1件、条例の改正案3件、道路線の廃止案1件、契約の締結案2件、規約の変更に係る案1件、専決処分事項報告3件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件、同意案2件の計16件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案可決決定並びにご同意を賜り厚く御礼申し上げます。

今後とも三宅町政の発展のため、議員皆様方にはより一層のご協力をお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君） これをもちまして、平成22年6月三宅町議会第2回定例会を閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、スムーズに議会運営にご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

なお、先ほど、池田議員のほうからも質問時間、我々取り決めとして2回ということでございますけれども、私尋ねて、質問内容に回答が違うということを理解しましたので、3回目をお許ししたわけなのですけれども内容は一緒でしたので、今後、そういうことのないように、ひとつ議会協力をよろしくお願いをいたします。

なお、この週末からは梅雨というような天気予報もございます。皆さん、体にはご留意されまして、議会運営にご協力、今後も賜りますようお願いして、閉会のごあいさつといたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時48分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員